

その他 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

1. 改正の概要

(1) 背景

利子税及び還付加算金等の割合を、市中金利の実勢を踏まえて見直しを行う。

(2) 改正の内容

① 利子税等の割合の引下げ

利子税特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合、特例基準割合(改正前)が年7.3%未満の場合には、利子税等の割合を次のように引下げる。

	改正前	改正後
(ア) 利子税((イ)以外のもの)	平均貸付割合(注1)+年1% (特例基準割合)	平均貸付割合+年 0.5% (利子税特例基準割合)
(イ) 利子税 (相続税及び贈与税にかかるもの)	利子税の割合(年割合)×特例基準割合 ÷年7.3%	利子税の割合(年割合)×利子税特例基準割合 ÷年7.3%
納税猶予等を受けた場合の延滞税 (全額免除の場合を除く)	平均貸付割合+年1% (特例基準割合)	平均貸付割合+年 0.5% (猶予特例基準割合)
還付加算金	平均貸付割合+年1% (特例基準割合)	平均貸付割合+年 0.5% (還付加算金特例基準割合)

(注1)平均貸付割合とは次ページの②の計算式で得た割合として財務大臣が告示する割合をいう。

その他 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

② 平均貸付割合の告示時期等

平均貸付割合の告示時期を、各年の「前年12月15日まで」から「前年11月30日まで」に改正するほか、平均貸付割合の計算式を次のように改正する。

改正前

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計

12

改正後

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計

12

2. 適用時期

2021年(令和3年)1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。

3. 実務上の留意点

延滞税は納税猶予等の適用を受ける場合についてのみ改正があり、それ以外の延滞税は早期納付を促す観点から現行通りとなる。地方税における還付加算金等については、国税と同様の扱いとなる。